

県内(国内)感染期

- ・県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の県民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、^{★21}パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、^{★21}パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

実施体制

【実施体制】

対 応 項 目	所 管
○本県が県内感染期に入った場合、県民に対して周知する。	危機管理部 ★ ¹⁶ 全部局等
○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対処方針を決定した場合は、速やかに、危機管理本部会議を開催し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○国の基本的対処方針が示される前に本県が感染期になった場合は、新型インフルエンザの毒性や感染力等に関する国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、危機管理本部会議において対応方針を協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部

サーベイランス・情報収集

【四国4県の連携】

対 応 項 目	所 管
○四国4県での情報共有体制を継続する。	★ ¹⁵ 関係部局等

★⁹
【サーベイランス】

対 応 項 目	所 管
○本県が県内感染期に入った段階で、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握については中止し、インフルエンザに関する平時の★ ⁹ サーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については平時のサーベイランスに戻す。	健康政策部

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 ★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や対策の状況を的確に把握する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。	健康政策部
○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について要請する。	健康政策部

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
<p>○県民や関係者に対して次の要請を行う。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➤ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➤ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➤ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➤ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 	<p>★¹⁵ 関係部局等</p>
<p>○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。</p>	<p>健康政策部 地域福祉部</p>
<p>○医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与の継続の有無については、国の評価に基づき決定する。</p>	<p>健康政策部</p>
<p>○患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。</p>	<p>健康政策部</p>
<p>○引き続き、事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</p>	<p>★¹⁵ 関係部局等</p>
<p>○引き続き、市町村や在宅支援事業者に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。</p>	<p>地域福祉部</p>

医療

【患者への対応】

対 応 項 目	所 管
《県内感染期の対応》 ○ ^{★18} 帰国者・接触者外来、 ^{★17} 帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関においても新型インフルエンザの患者の診療を行う。	健康政策部
○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。	健康政策部
○国の基本的対処方針に基づき、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師が ^{★5} ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて周知する。	健康政策部
○入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。	健康政策部
《流行がピークを越えた後の対応》 ○治療のために公共施設を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。	健康政策部
○医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部

【医療機関等への情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部

^{★5}【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

対 応 項 目	所 管
○県内の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエン	健康政策部

ザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対して配分を要請する。	
○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

【在宅患者への支援】

対 応 項 目	所 管
○県及び市町村は、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。	健康政策部

【医療機関・薬局における警戒活動】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部

ワクチン

・海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【業務の重点化・継続等】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務の重点化を図るよう要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。	★ ¹⁵ 関係部局等

【物資供給の要請等】

対 応 項 目	所 管
○必要に応じて、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよ	★ ¹⁵ 関係部局等

県内感染期(国内感染期)

う要請する。	
○必要に応じて、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○新型インフルエンザの流行に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

【社会的弱者への支援】

対 応 項 目	所 管
○市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	地域福祉部

【遺体の火葬・安置】

対 応 項 目	所 管
○火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。	健康政策部
○市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	健康政策部

【犯罪の予防・取締り】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部